

国立大学法人富山大学面接指導実施医師手当支給細則

令和5年3月22日制定

(総則)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則第30条の10の規定による面接指導実施医師手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給対象)

第2条 面接指導実施医師手当は、面接指導実施医師養成講習会修了者の中から面接指導実施医師として指名された者に支給する。

(支給額)

第3条 面接指導実施医師手当の月額は、5,000円とする。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、面接指導実施医師手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。